

# 豊中市立第十六中学校 クラブ活動に係る活動方針

令8年（2026年）4月6日

本校のクラブ活動は令和2年4月に策定された「豊中市立中学校の部活動に係る方針」に則り、望ましいクラブ活動のあるべき姿を明確にし、生徒や教員にとって魅力のあるクラブ活動となるための指針と、この活動方針のもとに運営されるものとする。

## 1. クラブ活動の目的

クラブ活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

また、異年齢集団で1つの目標に向かい行う活動は、さまざまなこと（挨拶・礼儀・集団生活・コミュニケーション能力・やりぬく力など非認知能力を含める）を指導できるチャンスであると考えます。

## 2. 運営について

(1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。

(2) クラブ活動顧問は複数で担当するなど、過度の負担が生じないようにする。

## 3. 休養日（ノークラブデー）及び活動時間の設定について

(1) 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。休養日が確保できなかった場合は、他の日に休養日を振り替える。

(2) 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、クラブ活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

(3) 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日で2時間程度、学校の休業日（学期中の週末及び祝日を含む。）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(4) 学校の休業日に練習試合等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

## 4. 指導について

(1) クラブ活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。

また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たる。

(2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

(3) 問題行動・いじめ等があった場合はクラブ顧問だけでなく、当該生徒学年含めてチーム対応をする。

## 5. 本年度の活動について

### (1) 顧問について

基本的には1つのクラブを複数の教員で指導する体制を作る。顧問無しではクラブ活動は成り立たないと日頃から生徒への指導を行い、今後も顧問がいて当たり前というような状態にならないよう保護者にも協力

をお願いする。

## (2) 入部・活動・退部について

希望入部制で、1人1つのクラブに入部できる。入部を希望する場合はクラブカードに必要事項を記入し保護者許可（押印）→担任認印（クラス把握）→顧問へ。新入生に関してはクラブ紹介以降であればいつでも手続き可（一定期間の仮入部期間あり）とする。

退部については、必ず退部する理由やその後の生活についてなど、顧問と担任が連携し指導を行い、保護者への連絡など丁寧な指導を心がけ、クラブカードに関しては、退部が決定した場合に返却をする。

## (3) 活動時間について

### ①早朝練習 7:30~8:15まで

活動に関しては必ず顧問がつきます。なお、7:25より前に登校することのないように指導する。

また、早朝練習をしたために、学校生活に支障（遅刻・居眠りなど）が出ないようにする。

### ②下校時間 下記表参照

	時期	活動時間	
		終了	完全下校
毎日通常	通常	16:55	17:10
延長クラブ		17:25	17:40

※下校時間が守れないクラブは嚴重注意の上、活動場所の使用禁止やクラブ停止になる場合がある※

### ③NOクラブデーについて

毎週、平日は水曜日を原則、NOクラブデーとして設定する。したがって、クラブ活動は原則なしとするが、グラウンド・体育館割り当てや天候によって他の曜日に振り替える場合は、活動しても16:55終了、17:10完全下校とする。

また、土日のどちらか1日は、原則NOクラブデーとして設定する。（土日両日とも練習や試合等が重なれば、翌週等に振り替える。）

### ④延長クラブ

公式戦やそれに準ずる試合やコンクール直前の1週間前より認める。ただし、保護者の許可を得た部員のみ参加とする。なお、早朝練習と同様に顧問が活動につきます。不審者などの対策から複数での下校を指導する。

### ⑤定期考査1週間前より

定期考査終了時まで、クラブ活動は全面的に禁止する。ただし、公式試合・発表会などが近い場合は特例として活動を認める。

## 6. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。
- (4) この活動方針は毎年、見直しを行う。